

## 福山市図書館ホームページバナー広告掲載に関する契約書

福山市（以下「市」という。）（登録番号T7-0000-2034-2076）と〇〇（以下「事業者」という。）は、インターネットに公開している福山市図書館ホームページへのバナー広告（以下「広告」という。）掲載に関する契約を締結する。

### （目的）

第1条 市は、事業者から提出された広告を図書館ホームページに掲載し、事業者はその対価として、広告掲載料を支払うものとする。

### （要綱等の遵守）

第2条 事業者は、福山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）、福山市広告掲載基準（以下「基準」という。）及び福山市図書館ホームページバナー広告掲載募集要項（以下「要項」という。）を遵守しなくてはならない。

### （掲載期間）

第3条 掲載期間は、2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までとする。

### （広告の掲載ページ等）

第4条 広告の掲載及び撤去は市が行うものとする。

2 広告を掲載する場所については、市が定めるものとする。

3 事業者は、広告バナー若しくはリンク先を変更したい場合は、変更したい月の前々月末日までに、「福山市図書館ホームページバナー広告掲載変更申込書」を市に提出し、その内容について審査を受けなければならない。

4 広告の中止は、原則として認めない。

### （契約金額及び納付方法等）

第5条 事業者が市に支払う広告掲載料は、1枠 60,000円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税額5,454円、税率10%）とする。

2 事業者は、前項の広告掲載料を指定する期限までに、市の交付する納付書により一括納付しなければならない。

3 市の責に帰すべき事由なくして、広告掲載料の額の変更又は還付は行わないものとする。なお、市の事情により、事業者に許可なくして、広告を掲載したホームページを連続して72時間以上閉鎖したときは、市の責に帰すべき事由とみなし、事業者は日割計算による広告掲載料の還付を市に請求できるものとする。

4 事業者は、広告掲載後、その責めに帰すべき事由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(広告内容の責任)

- 第6条 事業者は、市に対し、事業者が作成した広告が法令等に違反しないこと、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。
- 2 市が事業者の作成した広告を掲載したことにより、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、事業者の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

(広告の内容等に対する修正等の指示)

- 第7条 市は、掲載中の広告の内容等が、要綱、基準及び要項の規定に反するに至ったと判断したときは、事業者に対して当該広告の内容等の修正等を指示することができる。
- 2 事業者は、前項の指示を受けたときはこれに従わなければならない。
- 3 事業者は、広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生ずることがあってもその損害に関し市に賠償を請求することはできない。

(市の解除権)

- 第8条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により事業者に催告したうえ、本契約を解除することができる。
- (1) 法令又は本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の内容の履行に関し、事業者又はその関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (3) 事業者又はその関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (4) 事業者が破産手続の申立てを行ったとき、又は更生手続開始の申立てを行ったとき、租税滞納処分を受けたとき等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (5) 前項の規定によらないで、事業者が本契約の解除を申し出たときで、市が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 本条の規定により本契約が解除された場合において、事業者の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、市は納付済の広告掲載料を事業者に返還しない。
- 3 本条の規定による契約の解除により生じた事業者の損害について、市は賠償しない。

(事業者の責務)

- 第9条 事業者は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 本事業により第三者に損害を与えたときは、事業者の責任及び負担において解決しなければならない。ただし市の責めに帰す場合はこの限りではない。
- 3 広告に関連する財産権について、その権利の処理が完了していかなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第10条 事業者は、この契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(遵守事項)

第11条 市と事業者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第12条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市と事業者が協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年（令和 年） 月 日

福山市東桜町3番5号  
市 福山市  
福山市長 枝広 直幹

事業者